

平成22年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成22年11月9日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2313号

平成22年第11回定例会

日 時 平成22年11月9日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	南 條 弘 至
	委員長職務代理者	半 田 吉 恵
	委 員	小 島 洋 祐
	委 員	澤 孝 一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	村上 利雄
	学務課長	新宮 弘章
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	加藤 敦彦

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係	遠 藤 由 香 里

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第60号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第61号 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

日程第2 教育長報告事項

- 1 学校給食調理業務委託について
- 2 中学校特別支援学級の開設について
- 3 平成23年度の「放課GO→ひがしまち」の学童クラブ付置について
- 4 青少年委員の委嘱について(平成22年11月1日付)
- 5 (仮称)港区スポーツ振興計画の策定について
- 6 港南小学校屋内プールの休止について

- 7 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について
- 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の10月行事実績と11月行事予定について
- 10 図書・文化財課の10月分利用実績について
- 11 指導室11月事業予定について

「開 会」

○南條委員長 皆様、おはようございます。ただいまから平成22年第11回港区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、半田委員が所用により10時30分に途中退席されますので、ご承知おきください。

さて本日は、日程に入ります前に、前回、お台場学園港陽小中学校で開催しました教育委員会臨時会につきまして、皆様に感想などをお伺いいたしたいと思います。学校を会場にしたことや、午前中からの教育委員会学校訪問に続いて開催したことについてお話いただければと思います。忌憚のないご意見をお願いいたします。

半田委員から順にお願いいたします。

○半田委員 お台場学園で教育委員会を開催いたしました、そのときに傍聴の方、PTAのお母様、お父様が聞かれたということで、普段でしたらわざわざ区役所まで来ていただくのは大変なのですが、そうやって自然な流れで参加して、こういうことをやっているのだということを知っていただくのはとてもいいことだと思いましたので、また機会があればぜひいろいろなところで開催できたらいいと考えております。

以上です。

○南條委員長 ありがとうございます。

続きまして、小島委員、お願いいたします。

○小島委員 教育委員会はほとんどこの区役所本庁舎内の教育委員会室で行われていますので、教育委員会を傍聴したいという方は、わざわざこちらに来なければ傍聴できないわけです。この間はお台場学園でしたけれども、そういう地区で教育委員会を開くということは、その地区の方が場所的に非常に傍聴しやすいということ。それからこの間は、学校行事と合わせて開催したから、PTAや地域の方などが学校へ来ていましたので、その流れで教育委員会を傍聴出来たということもありますので、庁内でやるのも大事ですが、地区、地区に出かけてやるということは、広く区民の皆様に教育委員会を傍聴していただけるという点で非常に良かったと思っています。

でき得れば、そこで教育委員会開催後、傍聴された方たちから、傍聴した感想や、日頃、教育委員会の所管事項について考えていることなどのご意見をいただいて、忌憚のない意見交換などもあわせてできれば、非常に有意義なのではないかと思えます。

○南條委員長 ありがとうございます。

続きまして、澤委員、お願いいたします。

○澤委員 私は、教育委員会もそうなのですが、10月2日のお台場学園の開校記念式典に所用のため出席できませんでしたので、お台場学園が4月から開校して、実際に子どもたちの教育の教室、クラスとかを見せていただいたのは初めてだったのです。たまたま当日は、幼稚園も含めて見せていただきました。本当の小中一貫の教育の全体の姿はちょっと見せていただいただけでは当然わからないのですが、子どもたちがみんな生き生きとしていました。特に、従来の分けでいうと、中学校と小学校の先生が同じ教員室になっているなど、先生方もまた新しい環境の中

で非常に熱意を持ってやっておられる印象を受けました。小中一貫の、今回、港区教育委員会としての新しい試みの成果が期待できると感じました。

というのは、昨日、麻布小の幼小の一貫教育の研究会で、幼稚園から小学校への接続とはいつても、実は、小学校の先生が幼稚園の教育はどうなっているのかよく知らない。幼稚園の先生も必ずしも小学校の子どもたちがどういう教育というか、どういう環境で学習しているのか知らない。まず知ること、お互い教員同士が知ることが一貫というか、接続の大きなポイントの一つだということも言われていました。そういう意味では、お台場学園では小学校、中学校の先生方も当然、交流するわけですが、そういったことを土台にして、なかなかユニークな教育の成果が期待できるのではないかという印象を持ちました。

お台場学園で開催させていただいた教育委員会に関しましては、半田委員、小島委員が言われていることと全く同じです。言われているようにたまたまPTAの方が来ており、「開かれた教育委員会」という視点に立てば、年に何回かは、教育委員会室から離れてやることもすごく意味があるかと思いました。

以上です。

○小島委員 小中一貫校については理想論から始まって、こうありたいといういろいろな思いがあるわけですが、それに向かって先ずお台場学園で始まりましたが、やはり、校長先生を初め、小学校・中学校の垣根を取り払って、双方の先生方が非常に熱心に交わってやっている、一生懸命やってくれているというのがひしひしと伝わってきました。それに比べると児童・生徒は、まだまだ、何となくまざっているというような感じは受けました。しかし、まだ始まって半年もたっていない段階ですから、これから徐々に小中一貫の実効が上がる、児童・生徒も慣れていくのではないかという感じを受けました。

○南條委員長 ありがとうございます。

私の感想なのですが、私は当日所用がありまして、感想を持ち合わせていないのですが、今先生方のお話を聞きまして、やはり開かれた教育委員会という形を多くの区民の皆様、または保護者の皆さんに周知していきたいという気持ちは同じでございます。事務局の方にもお願いしまして、できればこれから検討していただければと思いました。

続きまして、教育長、感想を述べていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○教育長 教育委員会は本日のように第二火曜日、これは定例会になっていて、それから基本的には、大体、今は第四火曜日を臨時会としています。定例会というのはなかなか動かせない。しかし、臨時会は日程的にも調整することが可能だということから、学校訪問とそして教育委員会、それから意見交換会、そういうものがセットで年間、これは学校の行事等々の関係もありますが、地区ごとに少しでもできるようになるということはいいいことではないかと思えます。ですから、こういったことについて、あとはまた事務局の方で検討してもらいたいと思えます。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

○庶務課長 ただいま各委員の皆様からいただきました意見をもとにしまして、事務局の方で検討

させていただければと思っております。

○南條委員長 よろしくお願ひいたします。それでは、本日の日程に入ります。

(午前10時10分)

「会議録署名委員」

○南條委員長 署名委員は小島委員にお願ひいたします。

日程第1 審議事項

1 議案第60号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

○南條委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第60号、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、平成22年11月9日教育委員会議案資料ナンバー1をご覧いただきたいと思ひます。

議案第60号、港区立学校設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案は、芝浦幼稚園、港南幼稚園、芝浦小学校の改築に伴う校舎の位置変更により条例の一部改正する必要があるために提出するものでございます。

資料を1枚おめくりいただきますと、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例(案)」とございますが、改正内容につきましては、資料を1枚おめくりいただきまして、「港区立学校設置条例新旧対照表」でご説明したいと思ひます。

下の欄が現行、上の欄が改正案になりますので、比べていただければと思ひます。

まず、港区立学校設置条例別表第一ですけれども、芝浦幼稚園の位置を現行の「芝浦三丁目一番二十号」から「芝浦四丁目八番十八号」へ改正します。同様に港南幼稚園の位置を「港南四丁目三番二十九号」から「港南四丁目三番二十七号」へ改正します。

続きまして、別表第二で芝浦小学校の位置を「芝浦三丁目一番二十号」から「芝浦四丁目八番十八号」へ改正します。

裏面に参りまして、付則でございます。条例の施行日ですが、平成23年1月1日からとなります。ただし書きですけれども、「港南幼稚園の位置に係る部分は、港区教育委員会規則で定める日から施行する」となっておりますけれども、港南幼稚園は移転日が確定次第、別途、教育委員会規則により施行日を定めることとしてございます。

簡単ですが、説明は以上になります。よろしくご審議の上、ご決定くださるよう、お願ひいたします。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますでしょうか。

○澤委員 芝浦幼稚園は小学校と同時に移転するというところで、平成23年1月1日と決まってい

るわけですが、港南幼稚園の方は完成はいつごろになるのですか。

○学務課長 今のところ、竣工の予定は2月下旬でございます。

○澤委員 そうすると、予定としては、子どもたちがそこに通うのは来年の4月からということですか。

○学務課長 そのとおりでございます。来年の4月からを予定しております。

○澤委員 その前に移転が決まると、そういうことですね。

○学務課長 正式には、園舎が完成をして、検査をして、正式に引き渡しを受けたそれ以降ということになります。

○小島委員 関連して、芝浦幼・小が現実に移転するのはいつでしたか。

○学務課長 現在、校舎は完成していますが、新校舎への引っ越しの予定は、幼稚園は今年の12月24日から25日、小学校は12月26日から28日を予定してございます。それで、新校舎の使用開始は3学期からという予定でございます。

○小島委員 そうすると、この付則で、港南幼稚園は平成23年1月1日から施行すると書くのは間違いになるのですか。それとも何か問題があるわけですか。付則で、芝浦幼・小は1月1日に施行すると、港南幼稚園は別途教育委員会規則で定めると、こういう規定の仕方なのですが、先ほどの3月に事実上移転とした場合に、港南幼稚園については4月1日から施行する、そういう規定の仕方は問題があるのでしょうか。

○庶務課長 立法上の問題ですので、私からお答えいたします。

今、委員ご指摘のとおり、この段階で4月1日とすることについては特に間違いではございません。ただ、現時点でまだ建物が完成しておりません。竣工もあくまで予定でございますので、一般的には、建物が完成し、引き渡しの時期がはっきりした段階でその後の引っ越し、それからさらに実際に開設する日が確定した段階で施行日を正式に決めるということでございます。

○小島委員 なぜそういう質問をしたかということ、平成23年度から港南幼稚園はこの場所になると思いますが、はっきり行政上、教育委員会で定めないと。学校要覧とか、いろいろな配布物にこの日にちを入れられるのはいつからになるのですか。

○庶務課長 厳密には、施行日が4月1日です。4月1日以降ということになりますが、予定ということであらかじめ新しい住所を入れることについて特に問題があるわけではありません。

○小島委員 そうですね。分かりました。

○南條委員長 ほかにご質問はありますか。

○教育長 今の芝浦幼・小の校庭の整備状況と、それから港南幼稚園の進捗状況はどの程度なのでしょう。

○学校施設計画担当課長 まず、スケジュール上の工程としては、工事の進捗報告からいくと、順調に進捗しております。

○教育長 芝浦幼稚園と小学校の校舎は完成しているのですが、外構と校庭はその後ということをやっているものですから、校庭の整備が終了しないと引っ越しなどにも影響してきますの

でよろしくお願ひします。港南幼稚園についても現在進行中、建物の姿らしきものはまだ出ていないというような状況だということですが、土台は完璧に終わっているということです。

○澤委員 いずれにしても、港南幼稚園の場合には、天変地異でも起こらない限り、期日までに完成し、平成23年度から3年保育をスタートということにもなるので、教育委員会としても大いに期待しているわけですが、よろしくお願ひいたします。

○南條委員長 それでは、よろしいでしょうか。採決に入ります。

議案第60号につきまして、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第60号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第61号 港区立図書館条例の一部を改正する条例について

○南條委員長 次に、議案第61号、「港区立図書館条例の一部を改正する条例について」。図書・文化財課長、説明をよろしくお願ひいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第61号、港区立図書館条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本件につきましては、去る10月12日開催の当委員会において事前にご協議をいただいた件でございます。今回、第10回定例会に図書館条例の改正条例として上程をするということで、改めて議案書にした形でご審議をお願いするものでございます。

資料の教育委員会議案資料ナンバー2でございます。1枚おめくりいただきますと、「港区立図書館条例の一部を改正する条例(案)」でございます。さらに1枚おめくりいただきますと、新旧対照表でございます。さらに2枚おめくりいただきますと、「港区立図書館条例の一部を改正する条例(案)について」ということで、主な改正点を記載してございます。

今回の主な改正点につきましては、港区立高輪図書館分室を新たに設置することに伴いまして規定を整備するというところでございます。それから、もう1点につきましては、高輪図書館分室の開館日、開館時間について、従来の図書館と若干異なってくる部分がございますので、その規定の整備でございます。

それでは、申しわけございませんけれども、2枚お戻りいただきまして、新旧対照表に基づきましてご説明させていただければと思います。

まず、第1条の「(目的)」でございます。今回、新たに「港区立図書館分室」ということで高輪図書館分室の規定をさせていただきますので、「(目的)」のところに「港区立図書館分室(以下「分室」という。)」という文言を追加させていただいております。

それから、第2条でございます。「(名称及び位置)」の規定でございますけれども、第3項につきまして、これは新たに設置します分室の名称及び位置の規定ということです。新旧対照表では「(略)」となっておりますけれども、第2項が従来の図書館の名称及び位置でございますが、新たに第3

項を追加いたしまして、分室の名称、位置を規定しているものでございます。名称は「港区立高輪図書館分室」としまして、位置につきましては「東京都港区高輪一丁目四番三十五号」。こちらは高輪子ども中高生プラザの3階部分に新たにこの分室が入るといこともございまして、高輪子ども中高生プラザの位置を同じという形になってございます。

それから、第3条につきましては、新たに分室が入ったということで、分室の名称の追加でございます。

それから、第4条、「(休館日)」でございます。第4条の第1項につきましては、従来の図書館の休館日を規定してございますけれども、新たに第2項としまして、分室の休館日の規定を追加してございます。基本的に、第1項の従来の図書館の休館日と変更になる部分につきましては、この第2項の第1号「祝日法に定める休日」が新たに休館日として追加されているというものでございます。

それから、第5条、「(開館時間)」でございます。こちら第1項で従来の図書館の開館時間を規定してございます。第2項としまして追加で分室の開館時間を規定してございます。時間につきましては、従来の図書館は、平日については、午前9時から20時まで、土曜日ですとか、日曜日・祝日につきましては、午前9時から17時までとになってございますけれども、こちらの分室の開館日につきましては、一律、午前9時半から午後8時までという規定になってございます。

第6条以降につきましては、先ほどと同じように分室の文言の追加等でございます。

最後に付則でございます。この条例につきましては、港区教育委員会規則で定める日から施行するとなっております。

説明は以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○澤委員 これは細かな話ですけれども、分室では通常の図書館と違って開館時間が30分遅れているのではないですか。これは何か理由があったのでしょうか。

○図書・文化財課長 開館時間につきましては、一般の基本とすれば、午前9時からとになってございますけれども、中高生プラザと併設するこの分室につきましては、午前9時半ということで30分遅くなっております。

これにつきましては、今回の建物が、一つは中高生プラザの3階部分というような形になっているということがございまして、図書館だけを午前9時からあけるとというのが運営上なかなか難しい面がございます。

それからあと、今回の分室につきましては、乳幼児から中学生、高校生ぐらいまでを対象にしているということがございます。従来、図書館の方の状況を見ていまして、祝日・休日につきましては別なのですけれども、平日につきましては、子どもたちが午前9時の段階でいらっしゃることも数が少ないという状況もございまして、中高生プラザの運営と合わせて、午前9時半からということにしております。

○南條委員長 これは中高生プラザの中の分室ということで、あくまでも「分室」という表現で、

場所の説明ではないですけれども、「分室」という形でいくわけですね。愛称だとか、そういうものはないわけですね。

○図書・文化財課長 正式な条例上の名称としては、「高輪図書館分室」という形です。

○南條委員長 それで統一されるわけですか。

○図書・文化財課長 はい。愛称等につきましては、中高生プラザ全体の中でどうしていくのか、そういうことも関連してくるかと思しますので、今後の検討になろうかと思います。

○南條委員長 わかりました。

ほかにご質問ございますでしょうか。なければ採決に入ります。

議案第61号につきまして、原案どおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○南條委員長 それでは、議案第61号につきましては、原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 学校給食調理業務委託について

○南條委員長 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「学校給食調理業務委託について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、資料ナンバー1をご覧くださいと思います。学校給食調理業務委託についてでございます。

まず、1「学校給食調理業務委託の経緯」です。

これまで港区では、学校給食をより効果的、効率的に運営するとともに、学校給食の一層の安全の確保や、食の教育の充実を図ることを目的として、学校給食の委託を平成16年度から順次進めてまいりました。現在、中学校では9校、小学校は7校で給食調理業務を委託しております。

2「委託業務の範囲」です。こちらは恐れ入ります、裏面をご覧くださいと思います。

学校給食の流れを示しておりますけれども、太い丸印の部分が委託範囲になります。委託業者は、購入した食材料の検査などの検収や調理作業、それから配食・運搬と、最後の洗浄・清掃の部分などを、主に給食調理の一連の業務の中で作業的な部分を担っていただきます。献立の作成ですとか、食材料の発注、調理のチェックなどは各校に配置しております、学校の栄養士が行います。

表に戻っていただきまして、3「委託にあたっての留意点」ということで六つほど挙げておりますけれども、特に港区の特徴としましては、(1)の「自校方式」であるということ、それから(4)で学校給食の業者選定に当たりましては、競争入札ではなく、プロポーザル方式で実施している、こういった点などでございます。

4の来年度に委託を予定している学校ですが、御田小学校、高輪台小学校、東町小学校の3校を予定してございます。また、次年度以降についても同様な形での委託を進めていきたいと考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問はございますでしょうか。

○澤委員 中学校は9校ということで、残り1校というのは港陽中学校ですね。

○学務課長 港陽中学校でございます。

○澤委員 これは平成16年4月から、まず、赤坂中学校で、そのときはたしか伊藤庶務課長がこの担当で、たまたま私が地元だったのですが、最初はネガティブな反応でした。小規模校だからそうなるのかとか、今まで地元でなじんでいたシステムなのに、何故うちから始めなければいけないのかとか、いろいろ意見があったのですけれども、やってみたらすごく評判がよかったのです。今は保護者の方々のネガティブな反応はないのですか。小学校の給食調理委託は教育委員会のスケジュールどおりに順調にしているという、そういう状況ですか。

○学務課長 今年は3校委託しまして、保護者、PTAの方々に対する説明会も年明けぐらいから行っております。その中で出たご意見というのは、区の給食調理業務を委託する方針ということは理解しますと。ただ、これまで給食調理の港区の特徴として冷凍食品は使わないですとか、だしをしっかりとるとか、そういったところは委託した後もきちっとやってくださいと、そういう要望は受けてございまして、4月以降もそのとおり、そういった業者を選定して行っておりますので、特に保護者からの批判と申しますか、不満と申しますか、そういった声は届いてございません。

○小島委員 澤委員がおっしゃるように、現時点ではネガティブな意見はほとんどなく、むしろ給食はおいしいということで非常に喜ばれていると聞いているのです。なるべく早く全校で実施されたいという思いを持っているのですが、おおよそいつごろになれば、ほぼ全部こういう業務委託ができるようになるのでしょうか。

○学務課長 いつという年度はまだこの段階では言えないのですけれども、例えば、委託するタイミングと申しますか、一つはこれまでは調理主事の退職者数に合わせて委託を行ってきましたが、今は給食調理業務から事務に従事させるとか、用務に従事させるとかして、調理主事は減っていますので今年は3校ですけれども、今後も同様の規模でやっていけるかと考えてございます。

○小島委員 そういう今言った要素はなくなったわけですか。今までそれがネックだったのですよね。

○庶務課長 職員の関係でございましてけれども、基本的には、従来は、いわゆる退職不補充という形で、調理職員の退職に伴って委託を進めておりましたが、このやり方ですと、今一番若い調理職員でまた40代の職員がいますので、20年ぐらいかかることとなります。長期間かけてこれを進めるわけにいかないという要因もございまして、現時点では、退職不補充以外に、他の職種への転換によって委託を進めるという、その手法もとってございます。

○小島委員 そのほか、すぐ実施するのに何か難しい点はあるのですか。

○学務課長 細かい話になりますけれども、委託するに当たっては、栄養士の経験が重要です。それと、異動がありますので、今年度委託する学校を決めたら、その学校にできれば来年度も引き継ぎてもらいたいというのがこちらの希望です。そういった要素はございます。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

2 中学校特別支援学級の開設について

○南條委員長 次に、「中学校特別支援学級の開設について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 では、資料ナンバー2をご覧いただきたいと思います。中学校特別支援学級の開設についてでございます。

まず、1「設置の概要について」です。開設する学校は港南中学校、開設予定は平成23年4月1日、種別は知的障害学級です。対象となる生徒は知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むために一部援助が必要で、社会生活への適応が困難であるとしてございます。中学校の知的障害学級は、現在、青山中学校、六本木中学校の2校でございまして、芝浦港南地域に対象となる生徒の増加が見込まれるということから、港南中学校にも開設をするものです。

2「学級運営について」は、学級編制基準は1学級8名、教員体制は生徒3名以上の場合教諭が2名、講師が1名、介助員が1名。仮に生徒数が3名未満になった場合ですと、教諭の部分が1名となります。

3「入級について」は、保護者からの申請を受けて進学相談を行い、就学支援委員会に諮った上で教育委員会事務局が決定をいたします。

4「その他」といたしまして、教室は港南中学校2階の普通教室を転用して使用する予定でございます。若干工事が必要になりますけれども、恐らく3学期が終わった後の軽易な工事になるかと思っております。肢体不自由学級については、引き続き休級といたします。

港南中学校での特別支援学級の開設によりまして、中学校では知的障害学級の青山中学校、六本木中学校、情緒障害学級の赤坂中学校に加え4校目となります。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○南條委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 港南中学校に開設する理由は、その方面でそういう需要があるということが今、予測されるということでしたよね？

○学務課長 対象になるお子さんは、今現在、知的障害の特別支援学級がある小学校は、青山小学校、赤羽小学校、本村小学校、港南小学校の4校がありますけれども、そこに在籍する児童の区域を見ますと、芝浦港南地域にも対象となるお子さんがいらっしゃるということです。

○澤委員 学級運営ということで、1学級8名を予定しているということですが、今の段階で何名ぐらいになるということは、学務課としては予測しているとか、その辺はどうなのですか。

○学務課長 今のところ3名程度を予定しておりますけれども、またこれから保護者の方とお話をしてからということになります。

○澤委員 この4月に、情緒障害学級が赤坂中学校で開校して、私も何度か、つい直近も伊藤先生のところを訪問したときに、ぜひとも見てくださいということで、見させていただきました。子ども

たちは、もちろん知的と情緒障害は障害の種類が全然違いますけれども、先生方、あるいは介助の方もすごく一生懸命やっただいて、子どもたちがのびのびとやっているという印象でした。また1人増えるというお話ですよ。

○学務課長 増えました。

○澤委員 そのとき、そのお子さんとお母様が見えていて、障害を持たれているお子さんは、特に保護者の方が大変ご心配している。ですから、そういう適切な教育といえますか、そのお子さんに合った教育をしてあげることがすごく大事です。もちろん、普通学級に入られて、その刺激を受けていい流れという、そういうことも保護者としてはお考えになる。また、そうではなくて、当面は、その子に適した教育を受けさせたいという保護者の方もたくさんおられるので、そういう意味では、赤坂中学校の例を見せていただくと、すごく良かった——良かったというとおかしいですかね。

○小島委員 その点と関連して、情緒障害については赤坂中学校だけなのですが、今、知的障害関係では、青山中学校、六本木中学校だけではなく、港南地区にもということなのですが、そういう意味では、今、赤坂中学校に来ておられる方のご住所というのは、全区的に広がっているのですか。それとも、赤坂とか、そちら方面に寄っているのですか。どのような感じなのでしょうか。

○学務課長 住所はどの地区からということは申し上げられないのですけれども、1校しかないのです。基本的には、全区から。

○教育長 港区の学校教育は特別支援教育を中心に行っている。つまり、特別支援教育とは何かといたら、一人一人の児童・生徒に対して適切な教育環境を提供し、そして適切なる指導を行っていくということですね。つまり、一人一人の子どもをしっかり伸ばすということですから、そういう意味で、特別支援学級に在籍する児童・生徒も、通常の学級に在籍する児童・生徒も同様に適切な環境で、適切な指導によって一人一人伸ばす、これが基本です。

ですから、先ほど学務課長から港南地区の話がありましたように、今の小学校の状況を見ていると、港南小学校は固定の特別支援学級が一番多いのです。ですから、今後、港南中につくることが彼らにとって必要な措置だということで、今、学級を整備するという事だと思えます。

○澤委員 確かに教育長が言われたように、私どもも港南小学校に行ったときに、特別支援学級のクラスを訪問させていただいています。中学でほかのところへ行くよりは、同じところでずっとの方が、保護者もお子さんもお安心できますね。

○南條委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

3 平成23年度の「放課GO→ひがしまち」の学童クラブ付置について

○南條委員長 次に、「平成23年度の『放課GO→ひがしまち』の学童クラブ付置について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー3をご覧ください。

平成23年度に放課GO→ひがしまちに学童クラブを設置することになりましたので、ご報告申

し上げます。

設置時期につきましては、平成23年4月1日。定員につきましては、20名を予定しております。この間、23年度の当初から学童クラブをつけることにつきまして、区役所庁内で合意形成を図ってまいりました。10月28日に合意がなされましたので、その日付で23年度に小学校に入学する新1年生のうち東町小学校を選択することが可能な保護者443名の方に、個別に文書を送付いたしました。放課GO→に学童クラブをつけて安定的な運営ができるということになりますと、各地区総合支所への移管が可能となりますが、移管につきましては、今後、麻布地区総合支所と協議をし、決定をする予定でございます。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○小島委員 この内容自体は大変結構なことで、東町小学校にとっても大変いい影響ではないかと思うのですが、この放課GO→に学童クラブを付置するという「付置」というのはどういうことなのか。

○生涯学習推進課長 「付置」というのは、学童クラブを併設で置くということです。

○小島委員 放課GO→のいってみれば、施設内とか、そういうところに学童クラブも置くということですか。

○生涯学習推進課長 一緒に設置するという事です。

○小島委員 その管理運営はどちらがするのですか。

○生涯学習推進課長 現在、放課GO→も学童クラブがついている放課GO→クラブもともに委託を行っております。ですので、子どもが選定をした事業者が運営を行うということになります。

○小島委員 「子ども」というのは教育委員会ということですか。

○生涯学習推進課長 そうです。

○小島委員 付置ではない学童クラブはどこが運営しているのですか。

○生涯学習推進課長 今、少し言葉が足りませんでした。クラブがついてない放課GO→は、教育委員会生涯学習推進課が所管をしております。学童クラブがついている放課GO→クラブは、その設置されている場所によって各地区総合支所が所管をしております。今回は、学童クラブがついていない放課GO→に学童クラブをつけますので、現在は教育委員会が所管をしているということです。

○小島委員 何だか、分かったようで分からないのですが。

○生涯学習推進課長 放課GO→は教育委員会が所管しています。それで、学童クラブがつきますと所管課は総合支所になるのですけれども、いろいろな条件もございます。人的配置などもございますので、移管する時期については協議をしていると、そういうことでございます。

○南條委員長 それは既存の学童クラブもその対象に入るのですか。

○生涯学習推進課長 今、放課GO→と放課GO→クラブは合わせて13ございますが、そのうち放課GO→だけの6校は生涯学習推進課が、学童クラブが設置されている7校は各地区の総合支所

が所管しております。

○小島委員 放課GO→とは全然関係なく設置されている純粋な学童クラブというのはあるわけですか。それは総合支所になるわけですか。

○生涯学習推進課長 通常は、児童館及び中高生プラザに学童クラブがついておりますので、それは各地区総合支所が所管をしております。

○小島委員 これで分かりました。

○教育長 今度、この学童クラブがついた形で4月から運営をされる教育環境は、今の放課GO→と比較してどうなのですか。環境の変化は何もないのですか。教室を増やすなど、環境の変化について説明してください。

○生涯学習推進課長 学童クラブをつけるに当たりましては、学校長と協議をさせていただいております。現在、放課GO→は1室を専用でお借りし、もう1室を共用で使わせていただいております。その状態で学童クラブをつけることが可能ですので、学校の教育環境には特に変更はございません。

○小島委員 付置した場合には、おやつはどうなるのですか。

○南條委員長 付置した場合は実費ですよ。

○生涯学習推進課長 付置した場合には、学童クラブの対象の方にはおやつ代をいただいて、おやつを出すことになります。

○小島委員 放課GO→の児童は公費でおやつが出るんですか

○生涯学習推進課長 放課GO→のお子さんにはおやつは出しません。

○小島委員 付置した場合には、お子さんたちが交わるのですか。

○生涯学習推進課長 交わります。

○小島委員 そのときこっちはおやつが出て、こっちはおやつが出ない。それは子どもにとって大問題ですよ。

○生涯学習推進課長 従来の児童館でも、どこでもそういう形をとっておりますので、それは制度上納得していただくしかないと考えております。

○小島委員 子ども目線からいくとそこら辺は検討課題ではないのですか。

○生涯学習推進課長 子ども目線からいうとそうかもしれませんが、5時で終わる放課GO→と、6時、もしくは6時半までやっている学童クラブでは、やはりおなかのすき具合が異なってきます。

○小島委員 おやつはいつ出るのですか。

○生涯学習推進課長 おやつは3時から4時ぐらいに出ます。

○小島委員 そうすると、5時に帰るか、6時に帰るかは関係ないではありませんか。

○生涯学習推進課長 帰宅時間が大分違いますので。

○小島委員 大人は理解できるけど、子どもたちは納得しますか。子どもにとっておやつがあるなしは大問題ではありませんか。

○教育長 今、そういうことでどこからか苦情が来ているとか、そういう事例はあるのですか。

○生涯学習推進課長 事例はございません。

○教育長 先ほど、生涯学習推進課長が話をした、通常の児童館でも同様だということは、学童クラブに入って児童館で遊んでいる子どもと、自由に出入りをしている子どもがいます。学童クラブというのは拘束性がありません。今日は行きませんといえれば行かなくてもいいわけですよ。帰りも5時までやっても、3時半になったら帰ります、4時になったら帰りますでもいいわけです。ですから、そういったところはそのルールに従ってやっているの、子どもたちも児童館と同じように、児童館と学童クラブも同じなので納得していると、こういうことになろうかと思えます。このことは、南山小学校の放課GO→に学童クラブがあって、そして放課GO→があって、それを統合する形で一度、そういう話題になったことがありましたよね。

○生涯学習推進課長 学童クラブの機能がついている、学童クラブと同様に6時、もしくは6時半まで、全ての児童がその恩恵をこうむるという形の運営をしているのが南山小学校と芝小学校の放課GO→クラブです。そちらは、全ての児童におやつを出しています。全てが学童を利用している形になっております。

○澤委員 そういう運営の仕方もあるということですね。地域の方のご要望があればそういう方向にいくということですね。

○南條委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

4 青少年委員の委嘱について（平成22年11月1日付）

○南條委員長 次に、「青少年委員の委嘱について(平成22年11月1日付)」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー4をご覧ください。このたび高陵地区の本村小学校区の青少年委員さんが9月30日付をもちまして退任をし、新たに推薦をお願いしてありましたところ、ご推薦が上がってまいりましたので、11月1日付、本村小学校区で青少年委員さんを委嘱いたします。以上です。

○澤委員 やはりこれは地区委員会の会長に推薦依頼をしたということですか。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。

○教育長 高松地域と、それから港南地域で候補者がまた2人未定になっていますけれども、この辺の進捗状況とか、何か動きというのはありますか。

○生涯学習推進課長 機会があるときに働きかけておりますが、今のところ動きはございません。

○南條委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

5 (仮称)港区スポーツ振興計画の策定について

○南條委員長 次に、「(仮称)港区スポーツ振興計画の策定について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー5をご覧ください。これまで教育委員会の方には、今年度、港

区民にスポーツに関する意向調査、アンケート調査を実施しますということでご報告をいたしました。これは来年度に策定する（仮称）港区スポーツ振興計画を前提としておりまして、全体の流れがどのように策定に向けて動くかということで、今回報告をさせていただきます。

まず、スポーツ振興計画策定の背景でございます。国のスポーツ振興法では、国が定めるスポーツに関する基本計画を参しゃくしまして、各地方自治体は、その地方の実情に即したスポーツ振興に関する計画を定めるということになっております。国は、平成12年にスポーツ振興基本計画を策定し、平成18年に改定し、また本年8月に「スポーツ立国戦略」を発表して、今後のスポーツ施策の基本的方向を示しているところでございます。

近年、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しております。急速な高齢化が進行する中で、自立した生活を続けたいという高齢者が増加するとともに、働く世代でのスポーツの実施率が低くなっているとか、また子どもの体力が長期的に低下傾向を示しております。価値観やライフスタイルが多様化する中でスポーツに対するニーズも変化してきてございます。昨年、港区で実施をいたしました区政モニターアンケートでは、区民が実施しているスポーツの第1位は「ウォーキング・散歩」でございました。競技スポーツだけではなく、気軽な新しいスポーツの普及が広がりを見せています。こうした状況の中で、港区でも新たにスポーツ振興の基本的な計画を策定したいと考えているところでございます。

策定の基本的な考え方でございますが、区民公募をいたしまして、策定委員会を設置し、区民の皆さんのご意見を踏まえた計画を策定いたします。また、国の計画を踏まえた計画とさせていただきます。区立運動施設の配置のあり方や活用の仕方について整理をしたいと考えております。また、子ども、高齢者、障害者など、対象者別に実施されている施策の中でもスポーツ活動と関連の深い施策を行っておりますが、これらの今後の取り組みや協力体制を示す計画とさせていただきます。また、特徴的なスポーツ施策の年次的な取り組みも示していきたいと考えております。

区民の皆さんの意向を確認するためにアンケート調査を実施する予定でございます。対象は20歳以上の区民を対象に2,000標本を集めたいと考えております。

裏面をご覧ください。スケジュールでございます。

平成22年11月にアンケート調査の発送をさせていただきます。3月には策定委員の区民公募を行い、4月には委員会を設置し、10月までにあらあら検討をさせていただきたいと考えております。10月には素案を決定し、素案に対する区民の皆さんのご意見を聴取した後、平成24年2月に計画を策定したいと考えております。この策定スケジュールは、平成23年度の港区基本計画の策定スケジュールと歩調を合わせたものとなっております。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○澤委員 なかなか大事なことで、区民の皆様が体を動かすといいますか、スポーツを楽しんでいただくような、そういうことを行政としてどう支援できるかということ。この策定委員会を設置というのは大事なことだと思うのですけれども、生涯学習推進課長の話ですと、区民の皆さんから

まず公募で募集してということですが、これは大体、何名ぐらいで、どのような構成を考えていますか。

○生涯学習推進課長 総勢15人ぐらいの委員会を考えてございます。そのうち私どもにはスポーツに関して運営協議会とあって、私どもにご意見をいただく組織を持っております。大変バランスのよい委員構成になっておりまして、そこを中心にふくらませていきたいと考えております。

今のスポーツ運協の構成は学経、体育指導委員、体育協会、障害者団体、自主クラブ連絡協議会、それから学校関係というようなメンバーになっておりますので、こういったメンバー構成を基本的に区民公募の方を数名加えて、学経もふやして全体を構成したいと考えております。

○小島委員 アンケート調査のこういうことをするのだというあらあらの案はもうできているのですか。

○生涯学習推進課長 あらあらの案ができ上がっております。いろいろな方にご意見をいただきますと、港区の区民の方が東京都や、それから全国と比較して、どのような傾向や現状にあるのかということと比較ができるということが大変重要だと伺っております。ですので、国や東京都、もしくは独自に全国調査をやっているような、そういう項目に調査項目をそろえようと考えております。

○小島委員 分かりました。

○教育長 港区のスポーツ振興計画は今までなかったのです。生涯学習のうちの大きな社会教育、そしてスポーツと、こういう柱ですので、これはしっかり打ち出したい。その背景には、平成25年に新しいスポーツセンターを開設する予定ですので、それに先んじてしっかりとしたアンケートをとって、そして振興計画を策定して、区民にお示しし、新しいスポーツセンターができたときにはそこを中心とした区全体の施設を有効活用した施策にしたいと、こういうことですので、私も大変期待をしております。

○南條委員長 ご質問ございませんでしょうか。では、この案件はよろしいでしょうか。

6 港南小学校屋内プールの休止について

○南條委員長 次に、「港南小学校屋内プールの休止について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー6をご覧ください。港区立港南小学校屋内プールの休止についてでございます。

プールの水かえ及びろ過機の点検のため休止をさせていただきます。

休止期間は、平成23年1月6日木曜日から平成23年1月8日土曜日でございます。

新しい施設ですので、利用人数が平年と比べてどうかということはなかなか言えませんが、ほかの施設でも年始早々、そう多く利用者があるわけではありませぬので、利用者にご不便のかからないような時期に水かえをしたいということで期間を設定させていただきました。

利用者への周知方法につきましては、ホームページ、広報、予定表、その他お知らせ等で周知をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○南條委員長 ただいまの説明に対しましてご質問ございますでしょうか。

○小島委員 一般的にプールの水替えというのはどのぐらいの期間でやるのですか、また、ろ過機点検というのは大体どのぐらいでやるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 区立の屋内プールにつきましては、水かえは年に2回です。スポーツセンターにつきましても、年2回実施をしているところでございます。その機会に機械等の点検もさせていただくということです。

○南條委員長 ほかにご質問ございますでしょうか。では、この案件はよろしいでしょうか。

7 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について

○南條委員長 次に、「生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について」。この件につきましては、資料の配布をもって報告といたします。後ほど資料7をご覧ください。お願いいたします。

特に何か報告することはございますでしょうか。

○生涯学習推進課長 11月の予定表をご覧ください。

15日に社会教育委員の会議がございます。こちらは社会教育委員の会議の最終日となっております。教育委員会の方からいただきました諮問に対する答申をいただく会議となっております。次回の教育委員会で答申内容について報告をさせていただく予定になっております。

以上です。

○南條委員長 では、よろしいですか。

8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○南條委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。この件につきましても、資料の配布をもって報告といたします。後ほど資料8をご覧くださいますようお願いいたします。

特に何か報告ございますでしょうか。

○生涯学習推進課長 ございません。

○教育長 港南小学校は7月から、高陵中学校は6月から新しいプールが使われていますが、まず、4月の時点では利用が少なかった。5月もまた少なかった。それで6月になって高陵中学校が使えるようになって少し増えて、7、8、9月は猛暑でしたから特に利用が増えたのですが、ちょうど利用の21年度との比較をすると、高陵中学校と港南小学校がふえた分だけふえているのです。そういう数字になっているのです。だから、順調に両方とも開放したプールが使われているということはこの数字ではっきりと分かります。高松中学校程度ぐらいに使われているというのは大変ありがたいと、利用者が確実に増えているということです。水泳を通して区民が自分の健康管理、あるいはスポーツに親しむということが、毎月毎月1,300人、1,400人増えているということは大変なことなので、このような事業をやって大変よかったと私は思っておりますけれども、

委員の皆さん、いかがでしょうか。

○小島委員 そうですね。非常に結構だと思います。

○生涯学習推進課長 港南小学校が9月で643人、高陵中学校が9月591人となっておりますが、港南小学校、高陵中学校ともに個人利用だけです。新しい施設ですので、団体利用がまだございません。団体が育っていないということです。ですので、これが一つ、二つ、三つと団体が利用するような状況になりますともっと増えてくると考えております。お使いになりたいというような団体があれば、ぜひ紹介をしていただいてということです。

○教育長 それでこれだけの数字があるんですね。

さっき聞きそびれてしまったのですけれども、生涯学習推進課の事業予定の中で幼P連の講演会が11月9日、つまり今日ですね。今ちょうど始まっていますが、これはどこで何を、どのような人が来て、どういう講演なのですか。

○生涯学習推進課長 ちょっと資料を持ち合わせていなくて申しわけありません。昨日まで準備をさせていただいております、参加予定者の人数はこのようになっておりますが、どのぐらい人数が来るかというのはちょっとわからないのですけれども、聞いた限りでいうと、保育者を6名ほど予定しているということですので、かなりの人数が来るのではないかと思います。

○教育長 せっかくやるので、大勢のお母さん、お父さんたちに来ていただきたいのですけれども、今、子育てにいろいろ悩んでいる方もいるかもしれないし、あるいは子どもの発達とか、そういったことで勉強したいと思っている方もいるかもしれないので、これからこういった講演会がある場合には、どういう内容の講演会で講師がだれなのかというようなことも示していただくと、お母さんたちと一緒に話を聞こうかというような判断もできると思うので、よろしくをお願いします。

○生涯学習推進課長 改善をさせていただきます。

○澤委員 今の教育長の要望というか、それに関連して、今まで余りこういうのがここに出てきたことがないような気がするのですが。これは生涯学習推進課が後援というか、何かサポートをしているのでここへ出てきたのか、その辺はどのような位置づけになっていますか。

○生涯学習推進課長 昨年、私は講演会の方へ出席をさせていただきましたが、共催になっております。

○澤委員 なるほど。教育長が言われているように、こういうものももしほかに例があるのであれば、行事の中に載せていただけるとすごく参考になりますね。

○南條委員長 よろしく願いいたします。

9 図書館・郷土資料館の10月行事実績と11月行事予定について

○南條委員長 次に行きます。「図書館・郷土資料館の10月行事実績と11月行事予定について」。この件につきましても資料の配布をもって報告といたします。後ほど資料9をご覧くださいよろしく願いいたします。

特に何か報告することはございますでしょうか。

○図書・文化財課長 資料にお示しのとおりでございますけれども、前回の当委員会でも申しましたように、ただいま郷土資料館の方で特別展「江戸図の世界」を開催してございます。11月28日まで開催してございます。お時間がありましたら、ぜひ足をお運びいただければと思います。

実際、もう10月23日からスタートしてございまして、状況でございますけれども、なかなか盛況でございます。11月の予定表のところにも展示の説明会、あるいは資料館の講座等も予定を入れてございますけれども、展示の説明会の方もかなりの人数にいらっしやっていたというところでございます。それからあと、資料館の講座の方につきましては、5日、12日、20日と3回の講座を予定してございます。これは3回を通して、事前申し込みをしていただくような形になってございますけれども、一応、予定は30名ということで、応募の方が50名ほどあったというところでございましたので、非常に興味を持っていただいていると思います。5日の講座の方は、私も顔を出してきましたけれども、皆さん熱心にお話を聞いていただいているようでございました。あと、資料館の方の江戸図の図録の方も、かなりの部数、当初想定していたよりも大分、部数が出ているという状況だと聞いてございますので、大変興味を持っていただいているのかと思います。

○南條委員長 かなり出ていますか。

○図書・文化財課長 そうですね。最初の数日間で100部近くの部数が出たと聞いております。

○南條委員長 私も先日行ってまいりました。最近、視力が悪いのでよく見えなくて……。まあ、しょうがないですね。照明も大変苦労されているので……。

○澤委員 「江戸図」というのは、20日のところに「切絵図で歩く港区」とか、そういうのがあるのですけれども、江戸自体の地図全体のことを「江戸図」といつているのですか。切絵図のように各地区分割してあるのはよく見るのですが。この間の御田小の10周年の資料室にも立派な昔の地図があったのですけれども、江戸図というのはどういうものなのか。

○図書・文化財課長 江戸図と申しますのは、今、お話がございましたように、江戸時代といえますか、その時代の江戸を描いた古地図でございます。

○澤委員 それの総称みたいなものですか。年代によっていろいろなのが出ていますよね。

○図書・文化財課長 そうですね。今、郷土資料館の方にも展示してございますけれども、創成期の本当に簡単なものをかいている……。

○澤委員 江戸の最初のころですか。

○南條委員長 太田道灌の。

○澤委員 あのころのね。

○図書・文化財課長 地域についても、ある程度、お城を中心として、その近辺だけのものから、江戸の町が広がるに沿ってだんだん大きなものになっているというような形です。それからあと、実際に、大きなものにどんどんなっていきますけれども、そうすると今度は携帯に非常に不便になるということがありまして、今、お話にありましたような切絵図という形で、地区、地区のものが、発展していくというようなこと、そういった変遷も含めて展示してございます。

○澤委員 私も学生のころ切絵図に興味を持って、復刻版をどこかの出版社から毎月1枚ずつ入手

して、それで、赤坂の町とかを歩くと、道路はそんなに変わっていないんですね。江戸時代の路地が結構そのままあって、青山通りとか、赤坂見附から青山一丁目にのぼる、牛鳴坂ですか、あそこは山脇側に結構立派な道路があるのですけれども、それを切絵図を見て初めて、江戸時代はそっちがメインの青山通りで、明治になってから今の赤坂見附から支所のところまでの道ができた。あの切絵図は結構、ロマンを感じますね。そうですか、おもしろいことを今やっているんですね。

10 図書・文化財課の10月分利用実績について

○南條委員長 では、「図書・文化財課の10月分利用実績について」。この点につきましても資料の配布をもって報告とさせていただきます。後ほど資料10をご覧くださいませよう、お願いいたします。図書・文化財課長、特に何かありますか。

○図書・文化財課長 特にございませぬ。

11 指導室11月事業予定について

○南條委員長 次に、「指導室11月事業予定について」。この件につきましても資料の配布をもって報告いたしますので、後ほど資料13をご覧くださいませよう、お願いいたします。

特に何か報告はございますでしょうか。

○指導室長 特にはございませぬ。

○小島委員 11月2日の麻布幼稚園・小学校の「幼・小一貫あざぶプログラムの開発」ですが、これは幼・小一貫のどのような点を重視しているのでしょうか。

○指導室長 「知・徳・体」のうちの「徳」の部分、豊かな心ということに焦点を当てまして、自立ですけれども、自分自身のこと、それから自分と他人との関係、そしてみんなの中の自分と、三つの柱で幼稚園と、それから小学校のそれぞれの基本的な生活指導も含めた部分で、一貫した教育プログラムをつくっていったという、そういう内容でございます。

○澤委員 これは私も参加させていただきましたけれども、対談に長谷先生が出ておられました。

○小島委員 元校長先生ですよ。

○澤委員 河邊先生の話なども興味深かったです。最後に長谷先生から河邊先生に、最近、子ども園という、そういう方向づけが出てきて、それに対してどう考えますかとか、なかなか興味深いものを聞かせていただきました。

○小島委員 それを今、指導室長に聞こうと思っていました。新聞報道で、10年後には幼稚園がなくなるという記事を見たのですが、どうなっているのですか。

○指導室長 3年後から10年間の移行期間を設けてということですが、それぞれの関係部署からさまざまな意見収集をしているところだと思いますけれども、麻布の幼・小の講演会（対談）の中で講師の先生は非常に厳しいお言葉を発しておりました。

○小島委員 何年前か忘れましたが、そのころから幼保一元化というのが大分叫ばれて、全国津々浦々に子ども園をつくるのだと言って始めましたけれども、私も初めは、全ての子どもに幼児教育

を受ける機会を確保するという点から非常に期待感を持って見ていたのですが、何かやっていることがどうもおかしいという感じを受けて、余りよくないのではないかと思います。基本的には、幼児教育の教育部分と、働くご夫婦の、言葉は同じ保育という言葉なのですが、子どもを預かる部分がおちゃになってしまって、それぞれの目的、あるべき姿が見えず、ただ親御さんの利便だけを強調したような形で、どうもおかしいのではないかと個人的に思っているのです。そうなるほしくないという感じを受けました。ただ、国がそういう方針を出したということなのですが、大丈夫かなという気はあります。

○澤委員 あれは、話を聞くと唐突で、本当に議論してないままいかにも決定かのような話という印象でした。

○小島委員 新聞報道を見るとかなり……。 「えっ？」 というような。

○澤委員 確かに、私も、室長の言っていることの意味がちょっと違うのかもしれませんが、幼児教育というのは質が大切で、そういう意味で、何でもかんでも一緒にしていいのか。今、小島委員が言われたように、ただ、待機児童が多いとか、そういうことの解決策として出てきて、幼児教育の質が薄まるとか、そういう危険性はしっかり考えているのか。室長が言っているように、いろいろなところからまだまだ議論が出てきて、本当に幼児教育と、それから親の代わりに預かるという、その辺のけじめをしっかりつけて、どういう形がいいのか検討が必要です。本当に子ども園がいいのか。子ども園といったって、中身はまだはっきりしていないわけですから、何を一緒にするのか。その辺はもっともっといろいろな議論をして、本当にいいシステムをつくっていかなければいけないのではないかと思います。もちろん、いろいろ検討した結果、ああいう結論が出ているのかもしれないのですけれども。

○教育長 この子ども園というのは、幼稚園から子ども園になるのか、保育園を子ども園にするのか、両方あるのですね。幼稚園の場合は、全国を見ても圧倒的に私立幼稚園が多いのです。公立の幼稚園というのはごくごく少ない。ですから、そういう意味からいうと、私立幼稚園の了解なしにそのようなことはできないのです。私立幼稚園は私立の経営者がやっているわけですから。ですから、ああいう報道とか、ああいう言い方というのは、まるでそういうことを無視した一方的な方向の話なので、ああいうものに一喜一憂せずに、しっかりと議論をしていかなければなりません。しかしながら、保育園に子どもを預けている保護者には、幼稚園としての教育も保育園にしてもらいたいという、これは素直な感覚だろうし、幼稚園に通わせている保護者の中には一時預かりも含めて、多少、そういう保育園的なこともしてもらおうとありがたいと、これもまた正直なところだと思うのです。ですから、子ども園という法律がありませんので、そういった意味で、法律を決めていく中でいろいろな議論がそこで出てくるのではないかと思います。

○澤委員 我々教育委員会も、芝浦アイランドに、幼保一元化施設を設置するにあたり議論した。当初、教育委員会が運営するというか、主管するという話もあって、ある時期からそれが教育委員会から区長部局へ離れてしまったので議論がある意味では中途半端になって終わってしまった。あのときに結構、子ども園のあるべき姿とか、具体的なことを、事務局からもいろいろ資料が上がっ

てきて議論したのです。ただ、結論的なところまでディスカッションが煮詰まらないまま終わってしまいました。

○南條委員長 ちょうど3年ぐらい前でしたでしょうか。

○澤委員 もっと前だと思います。

○教育長 平成12年頃から随分とやりましたね。

○小島委員 いろいろな論点があって、なかなか難しいのかもしれませんが。

○教育長 資料ナンバー11の指導室事業で1点確認です。

明日10日の水曜日に中学校の英語発表会があります。これは港区立の各中学校の代表生徒による英語発表会ということで、高輪区民センターで行いますが、これの概要を説明してもらえますか。今、港区は、小学校1年生から国際化という教科を週2時間作り、そして中学校では英語国際で他の自治体よりも1時間多い4時間の授業をやっているわけですね。英検等々の合格率もかなり上がってきているわけで、なかなかこれは楽しみな発表会だろうと思うのです。ぜひこういうのを1回、お時間があるときに見ていただきたいと思います。

○指導室長 午後1時半から4時45分ということで、演技、スピーチと、英語劇もあります。それで、審査講評があり、日本英語検定協会の方も審査員の1人になっていただいて、審査発表を行います。

○教育長 では、後ほどそのプログラムを委員の皆さんに差し上げてください。目玉なので。

○澤委員 これは、各中学校の子どもたちが集まってということですね。今の審査委員というのは初めてですか。

○指導室長 これはかなり前からやっている事業です。なおかつ、これはさらに上の東京都の大会があります。

○教育長 この事業を、指導室事業としてこう取り扱っていくということが近年なのです。前は中学校の研究会の英語部会の事業としてやっていたのです。それで、これを教育委員会も一緒になってもっと盛り上げていきたいということです。お時間があれば行っていただければと思います。

○南條委員長 よろしいでしょうか。

「閉会」

○南條委員長 本日予定していました案件はこれで全て終了いたしました。

庶務課長、何か。

○庶務課長 特にございません。

○生涯学習推進課長 先ほどの教育長からのご質問ですが、資料が届きましたのでご紹介します。

本日実施しております、幼稚園PTA連合会講演会でございますが、「親と子の成長について考える」ということで、発達心理学を専門分野とされています、青山学院女子短期大学子ども学科准教授の菅野幸恵先生に親と子の発達心理についてお話をいただくという内容になってございます。講演時間は約1時間半でございます。ちょうど終わったころだと思います。

○南條委員長 それでは、これをもちまして閉会としますが、よろしいでしょうか。

次回は、11月30日火曜日、午前10時からの予定です。

皆様、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

(午前11時36分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長職務代理者 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐